

令和 5 年度 入札監視委員会議事概要

沖縄防衛局

開催日及び場所	令和 5 年 6 月 1 6 日 (金)
委員	矢吹 哲哉(委員長：琉球大学名誉教授) 堤 純一郎(琉球大学名誉教授) (五十音順) 仲里 豪 (弁護士) 原田 泰人(公認会計士) 山城 勝 (元沖縄県経営者協会常務理事)

I 沖縄防衛局が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	令和 5 年 1 月 1 日 ~ 令和 5 年 3 月 3 1 日	
審議対象件数	1 2 6 件	
1. 入札状況について (入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)		
抽出件数	7 件	(審議概要)
建設一般競争	4 件	・ 対象期間における契約状況、指名停止状況、低入札価格調査について報告。 業務概要、競争参加資格の設定及び落札者決定の経緯等について説明
設 一般競争 (政府調達協定対象外)	— 件	
工 指名競争	— 件	
事 随意契約	— 件	
建設コンサルタント業務等	3 件	
	意見・質問	回答
	【建設工事】 一般競争入札方式 ・ トリイ (R 4) ユーティリティ (1 0 2 4) 整備土木工事 (その 1) ○ 無効入札・辞退が比較的多くなっている事情・理由等についてご説明いただきたい。	○ 本工事の積算については多くが公表歩掛であり、調査基準価格の計算法式も公表されていることから、参加業者が調査基準価格に近い入札額を設定したことは受注意欲の表れと考えている。 また、開札の結果、調査基準価格を下回った者に対する施工体制確認を辞退した者が無効入札。入札後、開札前に他案件を落札した結果、当該工事に従事させる予定の配置技術者が充てられなくなった者が入札辞退となっている。

○ 調査基準価格の設定が厳しかったという事情は特段なかったということか。

○ 落札した者は技術評価点がほぼ満点だが、他社との違いについて確認したい。

○ 施工体制確認と第三者履行確認の違いを教えてください。

○ 施工体制確認のための資料をすべて出せば減点されないということでしょうか。

○ 施工体制確認を辞退する者が増えた結果高い契約額となるのはデメリットではないのか。

一般競争入札方式

・トリイ（R4）ユーティリティ（1024）整備土木工事（その2）（その3）

○ 無効入札・辞退が比較的多くなっている事情・理由等についてご説明いただきたい。

○ 貴意のとおりである。

○ 技術提案の2課題各々について精度の高い対策が可能であるという提案がなされており高評価となったと考えられる。

○ 施工体制確認とは、工事について入札価格が調査基準価格を下回った者に対して、適切な工事の実施可能性を確認するものであり、第三者履行確認とはコンサルタント業務において調査基準価格を下回った際に、業務が適切に履行されるかを確認する第三者履行確認義務の遂行が可能かどうか確認するものである。

○ 施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がなされるかを念頭に評価を行う。
なお、施工体制確認の通知を行った時点で辞退されるのが実態である。

○ 調査基準価格を下回った者への施工体制確認は当該工事の施工にあたり品質確保がなされるかを確認するために必要な手続きである。

○ （その1）と同様に本工事の積算については多くが公表歩掛であり、調査基準価格の計算方式も公表されていることから、参加業者が調査基準価格に近い入札額を設定したことは受注意欲の表れと考えている。

また、開札の結果、調査基準価格を下回った者に対する施工体制確認を辞退した者が無効入札となり、入札後、開札前に他案件を落札した結果、当該工事に従事させる予定の配置技術者が充てられなくなった者が入札辞退となっている。

- 今回他工事落札を理由とする無効があるが、辞退ではないのか。
- 入札と同時に開札し落札決定しないのか。
- 連続して無効・辞退をしている者が見受けられるが、入札参加業者の応札手続きに対する事務処理能力や組織体制の問題なのか。

一般競争入札方式

**・嘉手納（４）保安施設（１３
１４）新設土木工事（その１）**

- 落札率が相対的に低い理由
 - ・事情をご説明頂きたい。
 - また、調査基準価格未満の者に対して施工体制確認を実施し落札決定しているのか。

- 施工体制確認の資料提出を辞退する者が多いと聞いたが、今回はすべての者が応じているのは何故か。

【コンサルタント業務】

一般競争入札方式

・恩納外（４補）土質調査

- 無効入札が比較的多くなっている事情・理由等についてご説明いただきたい。

- 開札後に、他工事落札等により辞退届が出された場合には、入札を無効にするという意味で無効と表している。

- 総合評価方式では、入札後評価点の計算に必要な日数を経て開札している。

- 入札参加業者は受注機会を多くするため複数の入札に参加しているが、配置予定監理技術者に限りがあるため、同一の技術者を登録することもあり、1件受注すると他の案件を辞退することとなる。工事の時期によっては技術者が足りなくなることもあり、業者は現状を理解しつつ入札に参加していると考えられる。

- 本工事は入札価格が調査基準価格未満の者に対し施工体制確認に必要な資料の提出を求め、応じた者の評価値を再算定した後、低入札価格調査実施後落札となったため落札率が低くなっている。

また、契約業者の円滑な資材調達や下請け企業との良好な関係性により、効率的な施工環境を構築できていることが調査基準価格を下回る価格での入札を可能にしたと考えられる。

- 当該工事は舗装工事がメインであり、規模や工事の内容がメインゲートから国道にかかる内容であること等から、参加業者が有益な実績となると（総合的に）判断したのではと考えている。

- 本調査は公表されている積算基準を基に積算しており、受注意欲の高い業者が調査基準価格に近い価格で入札したことか

ら、調査基準価格以下の参加者が6者となり、全社が第三者履行の確認を辞退した結果無効入札が比較的多くなっていると考えられる。

○ 積算は業務委託するのか。

○ 積算及び調査基準価格においても当局で算出している。

一般競争入札方式

・海自那覇（4補）非常用発電施設新設建築その他設計

○ 落札率が相対的に低い理由
・事情をご説明頂きたい。

○ 本案件は、第三者履行確認を求めない一級建築士事務所登録を資格要件としているため、受注意欲の高い者が予定価格より大幅に低い価格で入札したためと考えている。

○ 似たような建物の設計は、ある程度仕様を決めて発注できないのか。

○ 本案件は発電施設の設計が3棟あるが、発電機の容量、大きさで建物形状や場所により基礎も変わるため、それぞれ設計する必要がある。

公募型プロポーザル方式

・シュワブ（R4）土木その他設計

○ 本業務の業務内容を確認したい。

○ 本業務は飛行場基本施設の基本検討、埋立の実施設計を行うものである。飛行場基本施設として土木、建築、設備それぞれの分野において基本設計を行っている。

○ 土木、建築、設備の基本検討、実施設計一式をすべて今回で発注しているのか。

○ 本業務は飛行場基本施設の基本検討のほか、大浦湾側の土木実施設計が含まれている。
なお、飛行場地区の基本検討は、建物を含む配置検討や面積検討業務となっており、将来的に実施設計の発注を予定している。

○ 今回受注しているJVには多くの業者が共同体として参加しているが、幹事会社一者と契約した方が成果を確認しやすいのではないのか。

○ 土木、建築、設備各々の分野で基本検討、配置検討をし、横並びで情報共有を密にしており進捗に問題ないとする。

委員会による意見の具申又は勧告の内容					
2. 談合疑義案件の処理状況について					
談合疑義件数		0 件		(審議概要)	
工事	談合情報	0 件			
	点検結果疑義	0 件			
業務	談合情報	0 件			
	点検結果疑義	0 件			
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		意見・質問		回答	
		なし		なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし			
3. 入札結果の事後的・分析結果について					
審議概要					
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		意見・質問		回答	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし			
4. 再苦情処理（再説明請求回答）					
再苦情申立件数（再説明請求件数）		総件数	0 件		(備考)
建設工事	一般競争（政府調達協定対象外）	0 件			
	指名競争	0 件			
	随意契約	0 件			
建設コンサルタント業務等※		0 件			
再苦情申立概要（再説明請求概要）		申立日	件名	契約方式	内容等

	意 見 ・ 質 問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	なし	なし
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

* 建設コンサルタント業務等の再苦情処理については、公募型プロポーザル契約及び簡易公募型プロポーザル契約方式を除く。

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象機関	沖縄防衛局	
審議対象期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日	
審議対象件数	288件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	8件	（審議概要） ・調達の概要、競争参加資格の設定等について説明
一般競争	6件	
指名競争	1件	
随意契約	1件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>審議対象事案</p> <p>沖縄防衛局（4）住宅防音事業に係る事務手続補助等業務（その1）から（その4）（一般競争）</p> <p>○落札率が相対的に低い理由・事情。防衛施設協会とはいかなる団体か。他の民間業者との競争が確保されているのか。</p> <p>○当該事業が平成23年に始まってから防衛施設協会以外の落札者があったのか。 防衛施設協会が他業者と比較すると抜きんで低額で応札しているが、競争になっているのか。</p>	<p>○基地周辺の住民に対して航空機の騒音対策を補助事業として防音工事をしている。希望者に申込書を配布して工事が終われば完了確認を行うなど一連の流れがあって、手続きのサポートをする事業である。</p> <p>落札率が低いのは、競合の会社が多いこと、また、企業努力により入札金額を抑えたため低入札になっているのではないかと考えている。</p> <p>当協会は、旧財団法人防衛施設周辺整備協会の設立趣旨と活動実績をもとに、公益法人制度改革の規定に基づき平成26年4月に誕生した一般財団法人である。</p> <p>落札実績は防衛施設協会程ではないものの他業者の落札実績もある。また、応札数も多く、他業者の応札率と比べても差が大きいことから競争性の確保はできていると考える。</p> <p>○令和5年度にも同様の事業で6件発注しており、うち3件が防衛施設協会、ほか3件が他業者が落札している。 市民が当該事業を通さずに申請することは可能。</p>

市民への補助業務ということであるが、申請は本人のみでできるのか。もしできないのであれば、民業圧迫にもなってくると思うが、そういった問題はないのか。

○申請の窓口は市町村役場や受注業者の事務所等が窓口になっているのか。

○では、住宅防音課は局に来た市民の方々を受注業者へつなぐ形になるのか。

○昨年度も伺ったが、当該業務はその1～その4に分割発注しているところ、なぜ一括審査方式を採用していないのか。

○その1～その4までどういう分け方をしているのか。

○その1～その4は内容がそれぞれ違うのか。

○全てをまとめて発注することはできないのか。

○それはおそらく一括で発注すると大手しか受注できないといった理由から受注機会を生むため分割発注するよう要領に定められていると思うが、結果一者しか受注していないところをどう考えているか。

○国益の問題も重要であると思うが、住民が不利益を被らないこともより重要であると考え。とある住民から申し込んで工事を履行するまでに非常に時間がかかるという声も聞いた。これまでの回答を伺い、分割発注することもよいことだと思った反面、当該業務がより迅速に行われているかが懸念された。そのあたりは今後検証しながら当該業務を履行していただきたい。

○局の住宅防音課が窓口になっている。

○希望届を受領し、手続きを進めていく中で、住民に負担なく事業を円滑に進めていけるように、事務手続きのサポートを委託業者へお願いしている。

○当該業務は一連の業務を分割しているものではなく、それぞれが違う業務となっているため、一括審査方式は採用していない。

○防衛本省からの実施要領に基づき、1契約当たり500世帯を目途に発注している。

○そうである。

○本省からの実施要領に従い、まとめて発注することはしていない。

○防衛施設協会が多く受注しているところではあるが、今後この状況が続くとは考えにくく、直近では、当該業務の半分程は防衛施設協会以外の業者が受注している状況である。

また、一括審査方式を採用すると例えばその2～その3で2番手が受注することとなり、防衛施設協会と2番手との差額が国損といえる。そのため、受注機会を確保しつつ最適な価格で落札業者を決定できると考えている。

○はい。

「沖縄・地域安全パトロール
隊」の道路巡回業務（R4）
（一般競争）

○当該業務を開始してからかなり時間が経っていると思うが、効果の検証はできているのか。また、いつまで当該業務を行うのか。

○いずれやめるのか。それともずっと行うのか。

○落札率が相対的に低い理由・事情。「道路巡回」業務の内容・防衛局との関連性。

○米軍による犯罪を防ぐために行っていると思うが、例えば年間何件の米軍関係者による事件の通報があったとかそういったデータはないのか。

○ではその報告書から先に述べたデータは出していないのか。

○ではなぜ沖縄防衛局から予算の支出があるのか。

令和4年度新聞切り抜き
委託業務（一般競争）

○当該業務は最低賃金の適用除外か。実際の時給はどうなっているのか。

○当該業務はどのような効果があるのか。検証できているのか。

○当該業務は平成28年から行っているところ。効果の検証については、犯罪を予防するために行っている業務であるため、何をもって効果があると判断するか難しいところであり、結論は見出せていない。引き続き当該業務を当分の間行う所存である。

○それは沖縄総合事務局と当局の間で決定されることであり、そこについてはすみませんが申し上げることはできない。

○業者に確認したところ、これまでの業務フロー等を踏まえ、人件費・諸経費は企業努力で効率化を図った結果であり、当該落札金額でも履行可能である旨回答を得ている。

また、防衛局との関連性については、沖縄県で起きた米軍関係者による凶悪事件を踏まえ、政府が「沖縄県における犯罪抑止対策推進チーム」を発足し、沖縄・地域安全パトロール隊の創設が決定されたところ。その後、内閣府から防衛省に対する協力要請があり、現在に至るまで沖縄総合事務局と協力し、当該業務を行っている。

○資料は特に持っていないが、パトロール隊の巡回時、何かあった場合には報告書を提出させている。

○米軍関係のみを抽出したデータはない。

○当該業務は内閣府の予算で執行しており、当局予算からの支出はない。支出委任を受けている。

○賃金については業者が定めているため承知していない。

○業務の資とすることから、新聞記事切り抜き業務を行うものであり、例えば沖縄紙が掲載した記事について他の報道機関から問い合わせ

わせがあった場合、参考資料として当該新聞切り抜きを使用しており、効果及び検証は難しい。

○落札率が低いことについて何う。

○令和4年度の予定価格においては、各社からの見積りを元に予定価格を作成しており、予定価格が3,223,000円、契約金額が1,958,000円となっている。令和5年度の予定価格においても令和4年度と同様に各社からの見積りを元に予定価格を作成し、予定価格が3,300,000円、契約金額が2,125,200円となっており、落札率が低いため、今後の予定価格の作成につきましては、各社からの見積り金額から落札率を考慮し検討していきたい。

○仕様書を確認しているが、当該業務は紙媒体と電子媒体の両方が成果品として上がってくるのか。

○電子媒体で上がってくる。

○それはどこに保存されていて、誰が閲覧可能か。

○行政文書に保存されており、保存期間は1年となっている。

○1年で廃棄するのか。

○行政文書の保存期間は1年となっているが、廃棄協議が終わってから廃棄となる。

○当該業務の成果品を参考にするのであれば、当該期間までということか。

○そうである。

○当該業務の必要性について、今はネットで検索すれば閲覧できるが、そういったネットを活用した方が良いのではないか、当該業務の必要性を再度お聞きする。

○ネット閲覧は有料となっている。

○ネットの閲覧を契約をしても200万円はいかないと思うが。

○公務員は働き方改革を推奨しており、以前は職員で早朝に新聞切り抜きを行っており、職員の負担を軽減するため外部にアウトソーシングしている。国としてもそのような方針で進められており、当該業務は外注となっている。

令和4年度駐留軍等労働者の給与金支払事務の一部銀行委託契約（指名競争）

○落札率が相対的に低い理由・事情等。応札者が1者となっている理由。過去に他の金融機関も落札実績はあるのか。

○企業努力が主である。また、当該案件の予算が例年より多く、それを予定価格に反映したことがもう一つの要因と考えられる。入札参加結果として1者となっているため、正確な理由は不明で

	<p>○いまだにフロッピーディスクを使用しているのか。</p> <p>○DXに反する話になってくるため、改善をお願いします。</p> <p>○指名通知を出しているのは、2社のみであるのか。</p> <p>西普天間住宅地区返還跡地 (4) 埋蔵文化財発掘調査業務委託 (特命随契)</p> <p>○宜野湾市が落札者となっている経緯。宜野湾市は同業務をさらに委託するのか。</p> <p>○市町村の教育委員会と随意契約し、落札率が100%となっていることは問題ないと思うが、宜野湾市が中間搾取をしていないか等、末端までのお金の使われ方というのは把握しているのか。</p> <p>○予定価格はどのように決定しているのか。</p>	<p>あるが、過去に入札のお声掛けをした業者へ確認したところ「受託金額が低いため採算がとれない。」という理由で辞退したと伺っている。 過去には琉球銀行が落札している。</p> <p>○そうである。しかしながら、今年度よりデータ伝送などを取り入れるよう改善していく所存である。</p> <p>○はい。</p> <p>○そのとおりである。経緯としては、県内にある銀行へは指名通知を出す前にお声掛けをしており、2社以外からその段階で参加の意思はないこと、指名通知を出された場合内部の決裁など業務が増えることから通知を出さないでほしい旨回答を得たため、2社のみ通知を出した。</p> <p>○西普天間住宅地区返還跡地は平成27年3月に返還されており、宜野湾市に所在している。埋蔵文化財発掘調査については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条14号に基づき、職務権限を有する宜野湾市教育委員会に委託したところである。宜野湾市は当局からの委託を受け、入札手続きを実施し業者へ業務委託している。</p> <p>○宜野湾市への委託以降は我々の範疇ではないので、お答えはできないものの、宜野湾市は適切に業務委託をしていると考えている。</p> <p>○宜野湾市からの経費見積書をもとに予定価格を作成している。</p>
--	--	--